

A 1 5 初級～ (実習あり)	<h2 style="margin: 0;">企業における拒絶理由通知対応</h2> <p style="margin: 0;">新規性・進歩性を中心とした対応方法 権利活用を前提としたクレームの捉え方</p>
講師	古川 敏 (元 ブラザー工業(株) 知的財産部、元 (株)エクシング 統括管理部 知財 G 課長)
日程	東京会場
	7月3日(水)
時間	1日間(10:00～16:00) // 昼休憩 11:45～12:45
アクセス	http://www.jpds.co.jp/company/access.html
定員	24名(先着順申し込み)
受講料(税別)	20,000円
対象	知的財産部門の実務初級者
内 容	
<p>中間処理の対応次第で結果が大きく異なります。権利行使までを想定した拒絶理由通知への対応とはどんなものなのか。単にクレームを限定するだけの対応では、企業活動に有効な権利や強い権利は取得できません。</p> <p>発明技術の本質を的確に捉え、拒絶理由通知の内容を理解し、矛盾点がないかを検討し、製品化した場合を想定した対応が大変重要です。知財部門や技術部門担当者向けに、企業において出願から拒絶理由通知対応、侵害訴訟までを幅広く手がけた経験を持つベテラン講師がノウハウを分かり易くお伝えします。</p>	
プログラム	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 何のために権利を取るのか? 2. 良い権利とは何か? <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術的価値(アカデミック) or 経済的価値 ・ 常識の隣を権利化する → 誰もが実施する権利 3. 特許法の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正のできる範囲 4. 留意事項 5. 具体的手順 <ul style="list-style-type: none"> ・ 拒絶理由通知書の理解 ・ 29条の場合、引用例が公知、先願か? ・ 番号間違いは無いか? 	<ol style="list-style-type: none"> 6. 本発明、引用例を読む <ul style="list-style-type: none"> ・ クレームの構成要件と引例との対比 ・ 審査官の事実認定に誤りが無いか? ・ 審査官の論理構成に矛盾は無いか? ・ クレームレベルで差異がない場合には、実施例レベルでの比較 7. 進歩性の判断手順 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規性 ・ 進歩性(時代、技術分野、審査官、国により揺れ動く) 8. 事例実習(2題) <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人での検討 ・ グループでの検討 ・ 結果発表

【お申込み】

当社ホームページよりお申し込みください。 URL: <http://www.jpds.co.jp/seminar/application.html>

【備考】

セミナーご参加の方で事前にご質問や特に説明をお聞きになりたい内容がございましたらお申し出下さい。セミナー当日に可能な限りお答えさせていただきます。

【日本弁理士会継続研修について】

本研修は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として単位が認められる場合があります。